

指定訪問看護の利用について

I 訪問看護療養費とは

在宅で療養している方が、かかりつけの医師の指示を受け、厚生労働大臣、北海道知事からの指定を受けた訪問看護ステーションから派遣された看護師等の療養上の世話や必要な診療の補助を受ける場合、その費用は加入されている健康保険から「訪問看護療養費」として支給されます。

II 医療費の助成に係る指定訪問看護について

重度心身障害者・ひとり親家庭等・子ども医療費助成を受給している方で上記訪問看護を利用する方は、市に申請することにより、指定訪問看護の医療費の1割相当額の自己負担で利用できる訪問看護療養費基本利用料負担区分等証明書の交付を受けることができます。

この訪問看護療養費基本利用料負担区分等証明書を提示することで、健康保険被保険者証の基本利用料（2割又は3割）と医療費助成に係る自己負担額（1割）との差額を、市が訪問看護ステーションからの請求に基づき支払うことにより助成します。

III 医療費助成に係る自己負担額について

医療費助成に係る指定訪問看護の自己負担額は、住民税の課税状況に関わらず指定訪問看護の医療費の1割相当額です。ただし、住民税の課税状況により1ヶ月の自己負担上限額が異なります。

	健康保険の自己負担割合	住民税の課税状況と負担区分等証明書		自己負担額及び自己負担上限額
		非課税世帯	課税世帯	
3歳未満 (出生～3歳になる誕生月の末日まで)	2割	交付	交付	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定訪問看護の医療費の1割相当額 ・ 自己負担上限額（1ヶ月） 非課税世帯： 8,000円 課税世帯： 18,000円 (年額上限 144,400円※) ※申請により、上限額を超えた額の払い戻しを受けることができます。
3歳以上 65歳未満 (3歳になった翌月～65歳になる誕生日の前日まで)	2割 又は 3割	交付	交付	
65歳以上 (後期高齢者医療加入者のみ)	1割	交付	交付	
	3割	X	交付	

IV 市への届出が必要となる場合について

(各支所でも手続きできます)

- 1 健康保険に変更(内容変更を含む)があったとき
(健康保険未加入者は、医療費助成を受けられません)
- 2 住所変更(他市町村への転出・市内転居)、氏名変更があったとき
- 3 住民票上の異動(世帯員の転入・転出・転居、世帯分離等)により、世帯の課税状況が変わったとき
(翌月から課税・非課税の扱いが変わります)
- 4 所得更正等により世帯の課税状況が変わったとき
(年度当初(直近8月)にさかのぼって、課税・非課税の判定が変わります)
- 5 その他、受給者の資格がなくなったとき

V 負担区分証明書の更新について

負担区分証明書の有効期限は毎年7月末となっています。

訪問看護を引き続き利用する方は、7月末までに申請してください。



【問い合わせ先】

〒 059-8701

登別市中央町6丁目11番地

登別市 保健福祉部 年金・長寿医療グループ

医療助成担当

TEL 0143-85-2137 内線135・240